

北監第36号
令和7年11月19日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

随時監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 浩 孝

対象事項及び範囲

- ・ 収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和 8 年 1 月 7 日 (水)

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 支出負担行為は法令等に違反しないか。
- ・ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- ・ その他経費を節減できるものはないか。
- ・ その他関連事務全般について
- ・ 債権管理の要諦

提出資料

収入・支出伝票等関係書類

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北監第1号
令和8年1月21日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

隨時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第 199 条第 5 項による隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 浩 孝

対象事項及び範囲

収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和 8 年 1 月 7 日 (水)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について、監査目的に基づき会計室より提出された書類の確認及び担当課を聴取するなどして監査した結果、確認できた収入・支出事務については概ね適正に執行されていると認められるが、意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監査意見書

北方町監査委員 横山治
北方町監査委員 安藤浩孝

令和8年1月7日に、地方自治法第199条第5項による随時監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意見

1. 通勤手当と費用弁償の扱いについて

会計年度任用職員は、基本的に交通費は費用弁償として支払われ全額課税扱いであり、正職及びフルタイムの会計年度任用職員は、通勤手当として支給されているとのこと。

費用弁償については、全国的に費用弁償として支給の場合、全額課税対象という扱いが一般的であり、通勤手当については、令和7年11月に通勤手当の非課税限度額の改定の為、所得税法の通勤手当の非課税限度額に沿って処理されているとの説明があり、適宜処理されていると理解できた。

なお、雇用条件通知書の通勤費の記載について、課税対象なのか非課税対象なのか、雇用された方にわかるように明確な記載をしていただき、課税か非課税かの理解や処理に誤りが無いよう記載の工夫をしていただけるといい。

2. 上下水道料金の納付方法について

国民健康保険税、住民税、固定資産税等に滞納がある方で上下水道料金にも滞納が発生している方がいた場合、各担当課と情報共有等して連携をし業務を行っていくようなことをしているのか、その方が収納としては効率的な取組みができるのではないかと考えるので、検討し実施していくいただきたい。

また、納付方法について、口座振替であれば町が負担する手数料が安く、納付者にとっても手間が掛らないということだが、口座振替件数を増やしていくなら上下水道料金の検針の際に、口座振替手続きをしてい

ない方に対して検針票と併に口座振替用紙を自宅ポストに入れる等して口座振替手続きを推奨するような取組みをすることもいいのではないか。口座振替納付が増えていけば、町としても手間や費用をそれほど掛けず納付率を上げることができるとと思うので、ちょっとした創意工夫の取組みを検討し実践していただけるといい。

3. 町が所有している債権について

①債権については法令に沿った債権回収及び管理を行い、回収できない債権は法令の規定により免除・債権放棄等の不納欠損処理を行うこと。法令に基づいた措置を探っていないと住民訴訟になる場合もあるようなので適切な対応をしていただけるようお願いしたい。

当町については、令和7年11月末における住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道料金、各種使用料や手数料等の調停額や収入額の状況を確認したが、町全体の債権額の内容として、何の債権でいくらあるのか、また、債務者の重複の有無等の状況を明らかにして状況分析を行い、これらの債権回収をどのようにしていくのか検討し実行する。また、場合によっては担当各課が連携を取り債権回収に務める。なお、職員では債権回収が困難な場合には、専門的な知識を有する弁護士等を活用し債権回収及び管理をしていく。こういったことも重要なと思うので検討し対応していただけるといい。

②滞納額の増加を抑えるには、新規発生を防ぐこと、滞納が発生した場合は早期対応で解決方法を検討し取組んでいくことが大切だと考えるが、その点で、各課で滞納をしている人の状況を把握して業務連携をしたほうがよりはやく解決に繋がると思うので検討し実施していただけるといい。

また、昨今、国は外国人労働者の未納額が増加傾向にあることを問題視し、2027年以降、滞納があった場合、在留資格の変更・更新において厳格に審査し、原則認めない方向性を示している。帰国した外国人の滞納額を徴収するのは困難ということ、一時的に帰国しても技能実習生は再来日して就労する場合が多く滞納により在留ができなくなるようでは、本人も技能実習生等の外国人労働者を扱う企業や雇用主も困る等の問題も生じてくるので、技能実習生等の外国人労働者を扱う企業や雇用主に対して、帰国する外国人が滞納にならない為にも「納税管理人制度」が

あることを理解してもらい、帰国予定の技能実習生にも教授していただくなどして滞納にならないように適宜対応していただけるよう、制度の周知文書を特別徴収等の書類を発送する際に同封する等の取組みも有効かと思うので、こういった取組みを検討し実施していただきたい。

4. タブレット端末修繕費個人負担について

タブレット端末の修繕個人負担金について、修繕代を払っていただけない保護者がいる為、滞納繰越額として令和3年度 38,863 円をはじめとして調停額が総額 745,283 円で支払済額が 209,800 円、収入未済額が 535,483 円となっている件について、電話や文書で催告を行い納付を促していることだが、最終的に修繕代を負担しない保護者がでてくると、ちゃんと負担をした保護者から不公平感が生じかねず、それなら負担しなくてもいいじゃないかという保護者が増えていってしまう可能性もあるので、保険で対応できるという手段が確保されていたほうがいいと思う。そこで、損害保険の強制加入というのは難しいということだが、やはり、「何かあった時の為に何らかの損害保険に入っておいてください。」というお願いを継続的に行っていただき、タブレット端末の修繕個人負担金が生じた場合は、保険で対応いただけるというのであれば、修繕代の未納が増えていくようなことを防げると思うので、保険加入推奨に努めていただきたい。

また、こういった債権の回収努力を怠ると職務怠慢等ということで住民訴訟となる場合もあるので、支払う意思が無く滞納が継続するような事案等があれば、弁護士等を活用して対処していくことも検討いただけるといい。

以上